

お 問 合 せ 及 び 手 続 先

■府税事務所（自動車税の減免申請にかかる手続き窓口）

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当地域
中央	☎06 (6941) 7951 FAX 06 (6941) 7934	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 (大阪府新別館北館)	大阪府 中央区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区、都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区 北区、淀川区、東淀川区 天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
なにわ北	☎06 (6362) 8611 FAX 06 (6362) 6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	
なにわ南	☎06 (6775) 1414 FAX 06 (6775) 1363	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	
三島	☎072 (627) 1121 FAX 072 (627) 1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	☎072 (752) 4111 FAX 072 (752) 4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	☎072 (238) 7221 FAX 072 (238) 7244	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	☎072 (439) 3601 FAX 072 (439) 3706	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	☎0721 (25) 1131 FAX 0721 (25) 1194	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	☎06 (6789) 1221 FAX 06 (6789) 2704	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	☎072 (844) 1331 FAX 072 (846) 3988	573-8501	枚方市岡東町19番1号 ステーションビル枚方オフィスB 9階	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

■大阪自動車税事務所（登録（取得）時の自動車税の減免申請にかかる手続き窓口）

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当地域
本所	☎06 (6775) 1361 FAX 06 (6775) 1365	543-8511	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	減免申請の受付は行っておりませんので、上記の府税事務所又は下記分室へ申請をお願いします。
分室	寝屋川 ☎072 (823) 1801 FAX 072 (820) 1143	572-0846	寝屋川市高宮栄町13番2号	登録（取得）時の自動車税 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町 (大阪ナンバー該当区域) 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村 (和泉・堺ナンバー該当区域) 大阪市 (なにわナンバー該当区域)
	和泉 ☎0725 (41) 1327 FAX 0725 (43) 4541	594-0011	和泉市上代町	
	なにわ ☎06 (6612) 7251 FAX 06 (6613) 6077	559-0031	大阪市住之江区南港東3丁目1番14号	

自動車税に関するお問合せはこちらまでお願いします！

※減免に関するお問合せについては、担当地域の府税事務所をご案内する場合があります。

ふげいコール

自動車税コールセンター ☎0570-020156

一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。○受付時間 平日9:00~17:45

・このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円（※）でご利用いただけます。なお、通話料金はNTTコミュニケーションズからの請求となります。

※令和8年10月1日より、30秒ごとに約20円へ通話料が改定されます。

・お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号（下4桁）」をご確認ください。

・納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

・大阪府以外のナンバープレートが取り付けられた自動車に係る納税状況等の個別のご質問については、該当の都道府県にお問合せください。

・原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車については、市町村で軽自動車税が課税されますので、軽自動車等の設置場の所在地を管轄する市町村にお問合せください。

自動車税 AI チャットボット

自動車税に関するよくあるご質問にAIチャットボットがお答えします。24時間365日、いつでも気軽にご利用ください！



©2014
大阪府もずやん



財務部税務局徴税対策課 令和8年5月発行

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階

TEL 06 (6941) 0351

[大阪府 府税あらかると](#)

検索 🔍